

高齢者保健福祉・介護保険事業計画について

1 計画の目的

(1) 高齢者保健福祉計画

社会全体が高齢者を支援し、自立した生きがいのある高齢期をすごしていくための保健福祉施策を明らかにすることを目的とする。

(2) 介護保険事業計画

介護が必要な高齢者に対し必要なサービスを一体的・総合的に提供し、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施することを目的とする。

2 計画の期間

平成18年から20年の3年間

3 策定の背景

平成12年4月に施行された介護保険は5年に一度、制度の見直しを行うことになっており、今年度が、制度改革の年度にあたっています。平成15年度から介護保険改正の議論が行われ、介護保険導入後の課題が論議されるとともに、平成27年に団塊の世代が高齢者となる時代にむけての将来像が示されました。その課題をもとに、介護保険制度改革がまとめられました。改正点として、「予防重視システムへの転換」「地域支援事業の創設」「地域密着型サービスの創設」があげられます。また、地域の多種多様な資源を活用し、介護予防をマネジメントする拠点として市町村が主体となって「包括支援センター」を整備することとしており、大幅な改正となっています。(詳細は、裏面の介護保険制度改革のあらましを参照)

4 計画策定にあたって

(1) 高齢者が安心して自立した生きがいのある生活を送り、要介護状態になることをできるかぎり予防するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を一体的なものとして策定する。また、現在建設中の「いきいきプラザ」を生かし、府中市らしい計画とする。

(2) 高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定するにあたり、両計画を円滑に推進するため、日常生活圏域を単位に公的介護施設等の面的な配置構想を基に、基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画も策定することがすすめられている。

① 予防重視型システムへの転換

- (1) 新予防給付の創設
要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設。マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施
- (2) 地域支援事業の創設
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置づけ

② 施設給付の見直し

- (1) 居住費・食費の見直し
介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に
- (2) 低所得者に対する配慮
低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

③ 新たなサービス体系の確立

- (1) 地域密着型サービスの創設
身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設
- (2) 地域包括支援センターの創設
地域における㊦総合的な相談窓口機能、㊧介護予防マネジメント、㊨包括的・継続的マネジメントの支援をになう「地域包括支援センター」を創設
- (3) 居住系サービスの充実
・ケア付き居住施設の充実
・有料老人ホームの見直し

④ サービスの質の確保・向上

- (1) 情報開示の標準化
介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務づけ
- (2) 事業者規制の見直し
指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等
- (3) ケアマネジメントの見直し
ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

⑤ 負担の在り方・制度運営の見直し

- (1) 第1号被保険者の保険料の見直し
- (2) 要介護認定の見直し
- (3) 市町村の保険者機能の強化